

取引資格取得要件の見直しに伴う取引参加者規程等の一部改正について

2020年5月29日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当社は、取引参加者規程、取引参加者規程施行規則、取引資格の取得審査に関する規則及び取引参加料金等に関する規則の一部改正を行い、本年6月1日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、当社が多様な投資家のニーズに応えていくにあたり、多様な証券会社が取引資格を取得しやすい環境を整備する観点から、所要の改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 取引資格取得基準における財務要件の一部見直し

- 取引資格取得基準における財務要件として、「事業の継続性が見込まれること」を要件とします。

2. 入会金の額の引下げ

- 総合取引参加者における入会金の額について、現在の1億円から800万円に引き下げます。
- リモート取引参加者に適用される入会金の額についても、同額とします。

3. 取引参加権の譲渡制度の廃止

- 現行制度では、取引資格の喪失を申請した取引参加者が、取引資格を喪失すると同時に、その喪失を条件として新たに取引資格を取得できる者に対してのみ、取引参加権を譲り渡すことができることとされていますが、この制度を廃止します。

(備考)

- 取引資格の取得審査に関する規則
第2号

- 取引参加料金等に関する規則
第2条

- 取引参加者規程
第33条

III. 施行日

2020年6月1日から施行します。

以 上